小都市における人材ボランティア活用事業の企画立案についての方法論的考察

竹村　功
（宗像市教育委員会）
末崎　ふじみ
（九州大学大学院）

1　地域社会における人材ボランティア活用事業の理念と現代的意義

(一)　歴史的背景

（1）　自然発生的相互援助の学習

今日学ぶということを考えてみた場合，指導者は「教師」という肩書きをもった人々に独占されている感がある。しかしながら人間の歴史が始まって以来，人々はお互いに自分たちの知識を分け合いながら生活を営んできたのである。つまり「教師」という職業はなくとも，生活の知恵として自然発生的に“教えたり，習ったり”という相互援助の関係は存在していた。人間が生きていくために，知らないことを知っている人から学んで身につけていくという行為は当然の帰結であったのである。

（2）　アメリカにおける「自由大学」運動の展開

上のような相互援助学習の型態から注目されるのはアメリカにおける「自由大学(Free University)」運動である。この運動は，1960年代初期，学生が中心となった「言論の自由運動（Free Speech Movement)[(1)]」に端を発するものであり，言論の自由，教育の刷新を掲げてアメリカ各地へ広がっていった。運動は次第にキャンパスを出てコミュニティへも広がり，70年代には生涯教育，生涯学習の理念と結びついて成人教育の一翼を担うようになったのである。

「自由大学」構想の自由とは，教授の自由，学習の自由，ひいては表現の自由，言論の自由を理念的原理としている。この原理から導き出された自由大学の教育方法や学習方法は当然一定の形をもたない。換言すれば，教えたい者が教えたいことを教え，学びたい者が学びたいことを自分に最も適切な方法を選択して学ぶということに

なる。この場合，教育資源としての指導者は市民自身であることは言うまでもない。即ち成人の生活経験やそれを通して蓄積された知識や技術や知恵を教育の資源と考えるのである。

次に「自由大学」構想の方法的原理は，“上手な人から習おう，必要な人には教えよう”ということになる。見わたせば我々の回りには「上手な人」がたくさんおり，また「必要な人」もたくさんいる。この両者を教育的につないでいくプログラムが「自由大学」構想に他ならない。

自由大学の理念については次の定義が大方の人の認めるところである。即ち「自由大学とは『誰でも教えることができ，誰でも学ぶことができる』という考えに立って，市民を学習者であると同時に教師として迎える[(2)]」教育一学習の形態である。

本稿において人材ボランティアの活用を考えるにあたっては，この「自由大学」構想を理念的原理として採用しているわけであるが，上に掲げられた理念の全てが含まれるわけではない。そこには我が国とアメリカとの文化的差異が介在してくる。例えば「言論の自由運動」の側面などは極めて稀薄である。

(二) 人材の発掘

地域社会の中には様々の技能を有する人々がいる。その技能は生活経験の蓄積であったり，苦労して身につけた技術であったり，あるいは生まれながらにして持つ人より秀でた能力であったりするであろう。このような人々はいわば“人的教育資源”であり，今後ますます増大するであろう生涯教育，生涯学習の人的資源として活用することが可能である。またこれまで「教師」という制度的な枠の中でしか行われてこなかった教育活動に市民の指導者という新しい活力を導入することによって，新しい視点も開けてくる。おそらく今後社会教育，成人教育が多くの人々に必要とされることは時代の趨勢からほぼ間違いのないところであり，予想される学習需要に対して教育資源としての人材を発掘し，確保しておくことは社会及び個々人の生活を向上，促進させるうえで非常に大きな意味を持つであろう。

(三) 多様な学習要求への対応

めまぐるしく変わる今日の世の中において我々を取り巻く状況も日々変化している。情報の波は次から次へと押し寄せてくるし，日常生活にあっては解決しなければならない多くの課題に絶えず直面している。このような中で氾濫する情報の波から必要な情報を選んだり，日々直面する課題を解決したり，さらには増大する余暇時間を利用して充実した人生を築くために何かを学んだり，身につけたりするためなど動機は様々であろうが，実に多くの人々が学習への要求を持つに至っている。カルチャー

センター等が栄える所以である。これらの人々の求める学習の中味も当然のことながら異なってくる。多様化する学習要求に対し，既存の制度によって提供される学習プログラムの範囲内だけでは到底対処しきれなくなる。しかしながら，仮に生活の万般にかかわる諸分野において民間の指導者を発掘・養成することができ，市民の注文に応じながら市民自身の手で学習プログラムが開発されるならば，学習機会の量的な拡充は極めて大きなものとなり，それに伴って様々の学習プログラムを提供することができるようになるのである。

(四)　人々の生き甲斐の場

我々の社会においては人とのつながりなしには生活は考えられない。同様に自分が何かを為し，感じ，また行動を起こすためには常に相手が必要となる。機械化が進み，人間の手があらゆる分野から徐々に締め出され，それと同時に人々の生き甲斐もなくなりつつあると言われている現在，人々が生き甲斐を感じるための大きな要因は正に他者との人間関係である。つまり自分が社会につながっている，あるいは人の役に立っていると日々感じることによって人は自分の生き甲斐，あるいは存在感を感じる。他の人が感じさせてくれるのである。またもう一つの生き甲斐感の要因として，各自の能力の発揮度が挙げられる。様々の能力を有していてもそれを発揮する場がなくては人々の不満はつのるばかりである。人材ボランティアとして地域の人々の学習活動を援助することは，指導者自身にとっては，学習活動を通じて自分の能力が活かせ，しかも他の人にも喜んでもらえるという二重の利点をもち，それが個人の生き甲斐へもつながるのである。

(五)　相互理解・交流・連帯の促進
——コミュニティづくり——

“地域の崩壊 (Community Disorganization)” という言葉を聞くようになって久しいが，これは根本的にコミュニティ内の人的交流が乏しいからである。“上手な人から習い，必要な人には教える” という市民の相互学習は，当然当該コミュニティにおける人と人との出会いの場をつくり，人と人とを結びつけていく。即ち学習の副産物としての相互の交流が始まるのである。しかもこの交流は，教えたり習ったりという“もちつもたれつ”の相互援助を原理とするので，必然的に相互の理解や協力の態度を極めて自然に育成していく。学習を通して共通の場や共通の経験をもつことは，最終的に仲間意識や連帯感へとつながっていく。即ち相互援助としての“学習交換”を通して促進される人々の相互理解や交流は，協力の精神や連帯感を培うことにつながっており，コミュニティづくりの基本条件の一つとなるのである。

(六) 各種施設の効率的活用と活性化

市民の相互学習活動は既存の教育活動のようにある一定の建物，施設等は必要としない。むしろあらゆる種類の施設の利用が考えられる。というのは，学習の形態，人数，方法等学習に関するきまりは何一つないからである。考えられる施設の利用法として，たとえば人々の第一次生活圏内に建てられているという小学校の利用がある。現在もほとんどの地域で実施されている校庭開放を始めとする学校開放のあり方を考えることに加えて，学校教育施設と社会教育施設との複合・共用化策も当然検討されてしかるべきであろう。また，現在地域内にあって必ずしも効率的な活用がなされていない社会教育施設，たとえば自治公民館等の活性化も期待できる。この他にも個人宅を始めとして市民の日常的な学習に供するための施設は，人材と同じく地域内に埋もれたまま眠っていることが想定される。このような各種施設を発掘し，市民の習の場とすることは，財政的にも施設利用の効率化の点から言っても極めて有益であると思われる。

2 福岡県M市における人材ボランティア活用事業の目的と条件

(一) 実施主体の構想

福岡県M市における人材ボランティア活用事業においては，事業の実施主体は，M市社会教育振興協議会とし，教育委員会がこれを積極的に援助推進するという形をとっている（規約第2条)。社会教育振興協議会というのは市内にある民間の社会教育関係団体の代表が集まって組織している会である。この社会教育振興協議会を実施主体とした背景にはこの事業を民間主導型の事業として育成するという大きな目的がある。教育委員会はあくまでも事業の側面的援助者として補佐するにとどまっている。但し，市民の学習意識が高まり，この事業が軌道にのるまでは教育委員会による一定の財政的，技術的援助が不可欠である。

(二) 事業の名称及びその由来

事業の名称は「市民学習ネットワーク事業」である。“ネットワーク”の意味するものは，市民の中に網の目のように張りめぐらされた人的交流関係である。小グループの自発的な学習活動を通して，人々のネットワークが地域全体に広がり，「学習するコミュニティ」を形成する。つまり学習を一つの媒介として活力あるコミュニティ

づくりをめざそうというのが「市民学習ネットワーク」の目的であり，由来である。

(三) 事業の目的

市民学習ネットワーク事業の目的は，「生活の万般にかかわる分野において，増大する市民の学習要求に対応する指導者を発掘，養成し，その活用を図ることによって市民の相互教育，相互学習の機会を飛躍的に高めるとともに連帯感及び相互援助の精神を培い，もって活力ある学習コミュニティの形成に資すること」（規約第3条）である。

近年我が国において指摘される社会生活の変化はM市においても例外ではなく，時代の激しい変化の中で昔ながらの地域社会は次第にその姿を消しつつある。新しい人口も増えてきて，新旧住民の融和も叫ばれる昨今である。市民の日常生活の中でも新しい生活課題は日々登場し，人々はその課題を解決するための学習や活動に取り組んでいる。昭和55年にM市で実施された社会教育基本調査によれば，身につけたい知識や技術があるかという問いに対し，約6割の人が「ある」と答えており，「あるけれどもできそうにない」をあわせれば実に8割を超える。[(3)] 本事業は多様な学習プログラムを提供することによってこのような市民の学習要求を充足し，あわせて人的資源を確保することによって，最終的には学習するコミュニティを形成することを目指している。

(四) 発掘対象能力及び発掘の条件とその理由

（1） 発掘対象能力

地域の人材を発掘するにあたっての発掘の対象となる能力は表1に示す通りである。

（2） 発掘対象能力設定の条件とその理由

どういう技能を発掘するか，つまり発掘対象能力を決定する際にはいくつかの条件を設け，多くの学習項目の中から最終的には上に掲げたものを選んだ。その条件とは次の七つである。

1　学習の需要があると考えられるもの
2　指導者確保の見通しがあるもの
3　既存の団体の活動を助長することはあっても阻害する恐れのないもの
4　活動のための会場が確保できるもの
5　自学自習が比較的困難なもの
6　著しいトラブルや危険が予想されないもの
7　発掘領域のバランスが確保できるもの

表 1 発掘対象能力一覧

A 趣味・おけいこごと	B 家庭生活・日常生活	C スポーツ・体育・レクリエーション	D 教　養	E 伝承文化
1 魚釣り ①磯釣り ②川釣り ③魚拓 2 自然観察 ①薬草識別 ②バード・ウォッチング ③きのこ識別 ④昆虫観察 ⑤植物観察 ⑥その他(　　) 3 将棋 4 囲碁 5 奇術・手品 6 書道 ①仮名 ②漢字 ③篆刻 ④その他(　　) 7 ペン習字 8 写真 ①撮影 ②DPE 9 絵画 ①切り絵 ②はり絵 ③ちぎり絵 ④水彩画 ⑤油絵 ⑥水墨画 ⑦版画 ⑧その他(　　) 10 工芸 ①ガラス ②七宝 ③紙 ④レザークラクト ⑤木彫り ⑥ろうけつ染め ⑦その他(　　) 11 彫刻 ①木彫 ②石彫 ③金彫 12 手芸 ①編み物 ②組み紐 ③刺繍 ④パッチワーク ⑤ペーパーフラワー ⑥その他(　　) 13 ギター ①クラシック・ギター ②フォーク・ギター 14 詩吟 15 謡曲 16 民謡 17 イラスト・レタリング 18 ハム(無線)	19 日本料理 ①正月料理 ②精進料理 ③鍋料理 ④山菜料理 ⑤魚料理 ⑥寿し ⑦会席料理 ⑧その他(　　) 20 中華料理 21 西洋料理 ①フランス料理 ②イタリア料理 ③肉料理 ④魚料理 ⑤その他(　　) 22 おそうざい・お弁当 ①お弁当 ②酒のつまみ ③冷凍食品の利用法 ④その他(　　) 23 お国自慢郷土料理 24 みそ作り 25 漬物作り 26 果実酒 27 パン作り 28 お菓子作り ①和菓子 ②ケーキ ③ジャム ④クッキー ⑤その他(　　) 29 和裁 30 洋裁 31 繕い物・リフォーム 32 日曜大工 ①用具の使い方・手入れ ②障子・ふすまのはりかえ ③棚などの修理 ④その他(　　) 33 住まい・家庭用品の手入れ ①電気器具の手入れ ②冷暖房具の手入れ ③その他(　　) 34 8ミリ・VTR撮影 35 盆栽 36 花づくり ①菊作り ②蘭作り ③観葉植物 ④その他(　　) 37 野菜づくり	38 ジョギング 39 卓球 40 バドミントン 41 体操・ダンス ①ヨガ ②社交ダンス ③エアロビクス・ダンス ④ジャズダンス ⑤フォークダンス ⑥健康体操 42 キャンプ 43 室内レクリエーション ①ゲーム ②ペーパークラフト ③つどい(キャンドルセレモニー) ④ソング 44 インディアカ 45 フリーテニス 46 バウンドテニス	47 食品公害 (食品添加物) 48 栄養の知識 ①肥満対策 ②健康管理 ③その他(　　) 49 英語・英会話入門 50 朝鮮語入門 51 中国語入門 52 ロシア語入門 53 フランス語入門 54 スペイン語入門 55 ドイツ語入門 56 短歌 57 俳句 58 川柳 59 日本文学鑑賞 ①古典 ②現代	60 わら・竹細工 ①しめなわ作り ②かご作り ③わらじ作り ④竹とんぼ作り ⑤竹馬作り ⑥凧作り ⑦その他(　　) 61 郷土芸能 ①祈願太鼓 ②神楽 ③その他(　　) 62 伝承遊び ①お手玉 ②おはじき ③まりつき ④かるた ⑤数えうた ⑥折紙 ⑦その他(　　) 63 郷土研究 ①民話 ②古文書解読 ③郷土史 ④その他(　　)

(規約第7条)

以上の七つの条件のうち特に配慮したものは1～3である。3に関しては規約の第4条，事業の運営方針に「本事業の推進にあたっては，とくに市民の自発性に留意し，既存の団体活動を阻害せず，むしろ促進するよう努めるとともに営利的活動若しくは宗教的活動又は政治的活動への便宜供与を行わないよう配慮するものとする」とあるように本事業の運営方針の要となる項目である。従って市民の学習要求としてはかなり要求が高いと思われる「ピアノ」「茶道」「着付」「華道」「柔剣道」等が発掘対象能力としてあがらない結果となったのである。また発掘しても誰も学習者がいないのでは指導者の活用につながらないので学習に対する需要を考慮し，反対に需要はあってもボランティアの指導者がみつかりそうにないもの，たとえばあまりに専門的すぎる「税金の知識」「法律の知識」等のものは指導者確保の見通しを考慮して除外した。

4に関しては学習活動の空間的可能性を考慮して，広大な場所や特別の施設，設備を要するもの，即ちM市においては活動が不可能であると考えられるものを除いた。5では相互学習という観点から，指導者を得ることによって始めて学習が可能となるもの，あるいは指導者を得ることによって著しい進展が期待できるものを含めるようにした。6に関しては規約の中で，事故責任は原則として学習者，指導者相互に存することをうたっているが，市民の自主的学習を円滑に進めるためにも予め事故やトラブルの予想されるものは含めないようにした。最後に考慮したのは発掘対象能力全体のバランスである。市民の多様な学習要求に対応するためにも一つの分野に偏りすぎないよう配慮したが，学習内容が多岐にわたる「趣味・おけいこごと」，「家庭生活，日常生活」の分野で特に多くの学習項目が掲げられる結果となった。

3　「市民学習ネットワーク」事業の方法論

(一)　事務局体制

(1)　事　務　局

「市民学習ネットワーク」事業の事務局はM市中央公民館内に置く（規約第6条）。事務局の行う主な作業内容は以下の5点に整理することができる（規約第5条）。

1　有志指導者の発掘・研修・養成に関すること
2　有志指導者の登録・更新に関すること
3　学習者の組織化及び有志指導者の紹介，派遣に関すること
4　コミュニティ学習新聞等広報に関すること
5　市民学習ネットワーク事業の調査，研究，評価に関すること

6　その他目的達成に必要な事項

以上を見てもわかるように，この事業では事務局の果たす役割が決定的に重要である。事務局は基本的に，学習者と指導者とをつなぐ“教育的仲介者 (educational broker)[4]”の役割を果たすのであり，それゆえに事業の要となるのである。さらに，この事務局の運営がうまくいくかどうかは，事業の運営方法の確立及び事務局を実際に動かす職員の質にかかってくる。運営規約を始めとする種々の運営要素が確立し，職員に人を得たときに始めて事務局はうまく機能し，事業の進展が期待できるのである。

（2） 運営委員会

事務局が“教育的仲介者”の役割を果たすときに，第三者的立場からこの事業の運営にかかわってくるのが運営委員会である。運営委員会の機能は以下の5点にまとめることができる。

1　事業の運営に市民の意志を反映させること

2　事業の運営に市内各団体の意志を反映させること

3　事業に総合的，全市的な視野を取り入れること

4　事務局及び指導者の独走をチェックすること

5　事業の円滑な運営を図ること

以上五つの機能を果たす運営委員会はその委員を市内の幅広い層から選ぶため，選任規定を次のように設けている。「運営委員会は市内に事務所を有する教育，学術，文化，産業，労働，社会事業等に関する機関で本事業の目的達成に協力するものを代表する者及び学識経験者の中から選任する」（但し当分の間は社会教育振興協議会の委員をもって充てることができる。）（規約第9条）運営委員会の具体的な任務は，本事業に関する事項を審議，調整し，事業に協力すること，及び後に触れるが有志指導者候補者及び功労者の選考を行うことである（規約第11条）。

このように事務局と運営委員会とがお互いに独立し，調整し合って事務局体制が進むのである。

（3） 経　　費

事業の運営に必要な経費については，規約第42条に「事務局の事務執行に伴う電話料，郵送料，消耗品費，印刷製本費等は教育委員会及び社会教育振興協議会が負担する」と定められている他，「学習料」として学習者は1回2時間を基準として350円（但しこの金額は暫定的なものであり決定事項ではない。）を納入することになっている（規約第30条1）。これは有志指導者に費用弁償として2,000円を支払うことにしているがこのことと関連している。即ち学習グループの最少人数である5人が集まれば，2,000円の支払いに対してほぼ学習料でまかなえるのである。これは一般のカルチャーセンター等と比べたら遙かに少ない額であり，市民の学習機会の拡大に資する

ところ大であると思われる。その他の経費については，「学級運営に必要な学習料以外の会場使用料，原材料費等は学習者が応分の負担を行い，当該学級で完結させるものとする」（規約第31条）

但し学習料に関しては学習内容及び学習対象者等を考慮して減免規定を設けている。減免規定の具体的内容は以下に掲げる通りである（規約第33条）。

1　家庭教育，青少年教育，高齢者教育等の分野において教育委員会が特に公共性が高いと認める学級

2　市内小，中学校長が有志指導者の派遣を受けて児童・生徒を対象に開く学級

これらの減免規定設定の条件は，原則的に利益が個人に返ってくるものにあっては利益を受ける個人が学習にかかる費用を自己負担し，利益が公共に還元されるものについて減免を考慮するという条件である。

（4）　事業の実施場所

事業の実施場所については既に述べた通り，あらゆる施設の効率的活用をめざしている。つまり，公民館，学校，自治公民館，個人住宅，企業研修室，空き地などできる限り身近な場所や施設を学習者自身で確保し活用することをめざしているのである（規約第33条1）。そのために事務局は利用可能施設についての情報を提供しなければならない。「事務局は予め了承を得た使用料やその支払い方法等を書いた使用施設一覧表を備え，市民からの照会やあっせん依頼に対応する」（規約第33条2）。

(二)　有志指導者の条件と配慮

「有志指導者」とは文字通り「志」を持った指導者のことである。しかもその志とはボランティアとしての志であり，自分の持っている知識や技術を市民のためにほぼ無報酬で提供しようという意志と能力を有した者のことを意味する。換言すれば，“地域のために自分の腕を貸そう”というコミュニティ形成参与の意志を有した指導者のことである。このような志を持った人々を発掘することから指導者の名称を「有志指導者」としたのである。

有志指導者は，社会的責任問題との関連から原則として20歳以上の者を対象としているが，M市に2つの大学がある関係から大学生の活用ということを配慮して「準指導者」を設定した。

「有志指導者として満20歳以上の正指導者と満18歳以上20歳未満の準指導者とを置く」（規約第16条）（ルビ筆者）

発掘された有志指導者がこの事業において果たすべき任務は以下のように整理できる（規約第17条）。

1　市民からの求めに応じて各種活動の指導援助を行い，あわせて教育委員会が主

催する各種事業に協力すること

2 準指導者の起用は学習集団の構成員が15人を超える場合に限り，正指導者の補佐として学習指導を行うこと

3 準指導者を同行する正指導者は，当該学習指導の最終責任を負うこと

次に有志指導者となるにあたっての条件をいくつか設定した。この条件の全てを満足する者が有志指導者として認められるのである。条件及び条件設定の理由は以下の通りである（規約第18条）。

1 M市内に在住若しくは在勤する者又はM市内に通学する者で満18歳以上の者
——コミュニティ内の人間交流の活性化を図ることが事業のねらいでもあったが，その意味からも市内で生活を営む人々を指導者の対象とした。

2 学習指導の意志と能力を有するボランティア
——「有志指導者」の定義の際にも説明した通り，この事業では各人の指導者としての「意志」を重視する。そのために後で述べる通り，一人一人に面接調査を行って意志を確認するのである。また意志だけでなく，回りからの「信望」がある者という点を配慮して，発掘の際には全て「他薦」方式を採ることにした。

3 有志指導者認定会議で候補者として認められた者
——運営委員会で有志指導者としてふさわしいかどうかを審議する。

4 教育委員会が主催する有志指導者研修講座を受講し所定の単位を取得した者
——正規に教えるという経験をほとんど持たない指導者に対する教授技術の指導及びコミュニティ形成参加の意義を理解してもらうために研修を行う。

有志指導者の活動に対しては1回の活動につき，2,000円（但しこの金額も暫定的なものである。）の費用弁償が考慮されている（規約第22条）。指導者はあくまでボランティアとして応募するわけであるから，この2,000円は交通費等の費用弁償という形で支払われる。

この事業では指導者と学習者との関係は並立的であり，学習者は指導者を選び，また評価することができる。従って，学習者の評価が低い場合，あるいは指導者の態度が事業の目的に反する場合，たとえば人的交流を阻み，コミュニティ形成の妨げとなる恐れのある場合にも学習活動は停止されたり，あるいは廃止されたりするのである。以下の規定がその具体的内容である。

（指導の停止） 教育委員会は有志指導者に対する学習者の評価が極めて低いとき，若しくは指導者が学習者に不利益をもたらしたときなど学習の継続に支障があると認めるときは，運営委員会の意見を聞いて，有志指導者の指導を停止させることができる（規約第23条）。

（有志指導者の登録抹消） 教育委員会は有志指導者に次の各号の一に該当する事由

が発生するときなど真にやむをえぬと認めるときは，運営委員会の意見を聞いて有志指導者の登録を抹消することができる。

(1) 学習活動を政治的若しくは宗教的又は営利的活動を目的として利用したとき
(2) 公序良俗に反したとき
(3) 理由なく指導を放棄したとき
(4) 2度以上指導停止を受けたとき
(5) 学習者から収集したデータを私的に利用し，個人のプライバシーを侵害したとき

(三) 有志指導者の発掘方法の工夫と留意点

有志指導者の発掘方法については2通りの発掘方法を考えている。一つは一般からの公募であり，もう一つは団体からの推薦である。一般公募はひろく市民全体に呼びかけるものであり，団体推薦は市内の様々な団体からこれは，と思う人物を推薦してもらう方式である。発掘方法について留意した点は何よりも指導者として適切な人材を得ることであり，そのための具体的方策として以下の点を考慮した。

（1） 全て「他薦」方式をとる。

我が国の文化的風土を考えた場合，「謙譲の美徳」とか「沈黙は金なり」とかいわれるように，一般に自分の特技を表立って表明する人は少ないようである。逆に自ら進んで名乗り出てくるタイプの人の中には売名的，自己肥大的な人がまざる恐れがある。故に有志指導者の発掘に際しては慎重に期すために「自薦」を取りやめて，全て第三者からの「他薦」方式を採用することにした。

（2） 面接調査の実施

第三者から推薦のあった全ての人について面接調査を実施する。この調査の第1の目的はやはり指導者としての質を見ることである。人は会ってみなくてはわからないという面があるからである。一人一人に面接を行い，実際に指導の意志があるのかを確かめ，あわせて指導の具体的内容，程度，経験，希望対象者，希望日時等の指導条件を尋ねることも調査の目的の一つである。

以上(1)，(2)の段階を経て運営委員会で審議し，始めて「有志指導者候補者」として登録されるのである。

(四) 有志指導者研修の目的と意義

発掘された一般の有志指導者は教えるべき技能は有していても，教授に必要な技術など教授方法に関する知識は有していない場合が多い。また，特に成人相手の学習では，小・中学生を教えるようにはいかない。即ち成人のプライドを一つ傷つけても学

習は壊れてしまう恐れがある。あくまでも市民の自発的な学習活動であるから止めるのも自由であり，そこにまた難しさも存するのである。さらに指導者自身がこの事業の主旨，つまりコミュニティ形成の意義を理解し，そのための協力を得られる体制を整えることも必要である。相互理解，相互交流を通して連帯感を培うことをめざしていても当の指導者にその意識がなければ学習者に伝わるはずもないからである。

上のような理由から発掘された有志指導者候補者に対して，事業の主旨説明や教授方法の訓練などを内容とする研修講座を実施し，研修講座を終了して始めて有志指導者として認定される仕組みになっている。

(五) コミュニティ学習新聞（仮称）の目的と役割

事業の広報は事業を広く市民に情宣し，より多くの参加者を得るためにも，また有志指導者の社会的評価を得るためにも重要である。広報の内容及び目的については，「学習プログラム，指導者，学習サークル，学習活動，学習施設等の紹介及び学習者，指導者の感想・意見等幅広い情報を提供することによって市民の学習意欲を喚起し，有志指導者の社会的評価を高め，学習コミュニティとしての社会的風土を譲成する」（規約第35条）と定めている。

広報媒体としては一般新聞，ラジオ，テレビ，ポスター，パンフレット，回覧板，報告冊子等様々なものが考えられるが，その効用が一番大きいと思われるものに「コミュニティ学習新聞」（仮称）がある。これは事務局で編集する独自の新聞であり，この事業に関する諸々の情報を提供し，市民と学習との出合いの場とすることをめざしている。発行方法は以下の通りである（規約第37条）

1　コミュニティ学習新聞は広報Mの一定頁数の活用若しくは単独の広報紙として原則として月1回発行する。

2　コミュニティ学習新聞は広報Mと同時に各区行政事務連絡員を通し各世帯に配布する。

(六) 表　　彰

市民学習ネットワーク事業に有志指導者として参加し，その実績が認められる者に対しては表彰を行う。有志指導者を社会的に評価することによって，本人の意識を鼓舞し，回りの人々の本事業に対する認識も高めることができることを期待している。具体的な表彰の基準は次の通りである（規約第40条）。

1　2年以上にわたって定期的，継続的に指導を行った指導者で，学習者の評価がきわめて高い者

2　市民の学習グループの拡大や深化に大きな功績が認められる者

3　新しい学習その他の活動を紹介し，その定着に功績が認められる者
4　公共性の高い指導を通じて地域福祉の推進に功績が認められる者
5　前各号に類する者で運営委員会が表彰に値すると認めた者

(七)　学習活動の組織化

指導者の発掘，研修が完了した後は，いかにして活用の段階にもっていくか，つまり学習活動の組織化が問題になってくる。市民学習ネットワーク事業においては学習活動が成立する最少人数を5人としている（規約第26条）が，その学習グループと指導者とを結ぶ機構は次のように定められている（規約第27条）。

「事務局は5人以上の学習グループ，サークルを市民が自主的につくり，内容，日時，会場等を決定したあと指導者の派遣要請があったものについて登録者の中から有志指導者を紹介し，学習者と指導者の交渉に供するものとする。ただし当分の間は自主的なグループ化が困難であるとの観点から事務局が学習内容，会場，日時等を決定し公募することによって5人以上の学級を組織する方式を併用する。」

上のように学習グループの組織化については市民が自主的に学習グループを構成し，事務局は指導者を紹介する仲介者となる型態を最終的にはめざしているが，事業の初期にはこのような自主グループの形成は，事業が市民に浸透するまでは困難であると判断したので，現在の各種講座と同様，予め1つの受け皿としての学習プログラムを事務局で提供し学習者を募るという形をとっていくわけである。漸進的に後者から前者への移行をめざすものである。

(八)　事故・トラブルの防止と処理方法

事故はどんな事業にもつきものである。できるだけ事故・トラブルを避けるため，先にも述べた通り著しい危険の予想されるものについては発掘の段階で学習項目で除いているが，事故が起こることは予想される。しかしながら様々な事故やトラブルに対して事務局が一つ一つ対処していたのでは，それだけで事務局の機能が停滞してしまう。またもともと自主的学習活動であるから，学習の責任は学習者と指導者の相互に存するという理念を掲げ，弁償義務及び事故責任として次の4項を設けた（規約第34条）。

1　学習活動に伴い，施設，設備，備品等を破損したときは原則としてその原因者が弁償しなければならない。
2　学習者は危険が予想される場合には傷害保険に加入するものとする。
3　有志指導者の傷害保険料は社会教育振興協議会が負担することができる。
4　学習活動に伴う事故については社会教育振興協議会及び教育委員会はその責を

負わない。

本事業の企画立案は宗像市学習ネットワーク事業プロジェクトチームと福岡教育大学社会教育研究室の共同によるものである。本稿においては規約文案を竹村が，その他を末崎が担当した。

〔注〕

(1) "The Encyclopedia of Education", The Macmillan Company & The Free Press, 1971, Vol. 2, p. 236

Sol Cohen, "Education in The United States : A Documentary History", Random House New York, Vol. 5, pp. 2859-63

(2) Bill Draves, "Free University", AP/Folett, 1980, p. 122

(3) 福岡県宗像町教育委員会「社会教育基本調査報告書」1980年7月，pp. 21～2

(4) Ronald Gross, "The Lifelong Learner", Simon and Schuster, 1977, pp. 155～8